

坂城町議会告示第1号

坂城町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和 7年 3月26日

坂城町議会議長

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第5条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第8条第8項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改め、同項第2号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第1号（第9条関係）中「☐健康保険被保険者証」を削る。

様式第10号（第18条関係）中「☐健康保険被保険者証」を削る。

様式第16号（第23条関係）中「☐健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の坂城町議会の個人情報の保護に関する

条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の坂城町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。